

## 松田町住宅取得促進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定住促進及び地域経済の活性化に資するため、松田町において住宅を新たに建築若しくは購入した者に対して、その費用の一部につき、予算の範囲内において住宅取得促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 取得住宅 専ら自己の居住の用に供するために松田町内（以下「町内」という。）に、新築又は売買により取得された住宅、共同住宅、長屋及び兼用住宅をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの及びアパートなど賃貸を目的とするものは除く。

(2) 居住 相当の期間にわたり、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に、当該居住者が住民基本台帳に記録されていることをいう。

(交付対象者及び奨励金の額等)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）及び奨励金の額等は、別表のとおりとする。

2 奨励金の交付申請時において、奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び同居している者に住民税及びこれに準ずる納付金等の滞納がないものとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 申請者が、取得住宅に居住したときは、奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 建築確認検査済証及び登記事項証明書又はその写し

(2) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類  
2 前項の交付申請は、1人1回限りとする。

(交付申請の基準日及び期限)

第5条 奨励金の交付申請となる基準日及び期限は、次のとおりとする。

(1) 申請基準日は、建物登記完了日又は松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日とする。

(2) 申請期限は、前号の基準日から6月以内とする。

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めたときは、奨励金交付決定通知書(様式第2号)をもって通知する。なお、奨励金を交付しないときは、奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第7条 前条の交付決定を受けた申請者が奨励金の交付を請求しようとするときは、奨励金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取り消し及び奨励金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 奨励金の交付申請に虚偽があったとき。

(2) 正当な事由がなく、奨励金の交付を受けてから10年を経過する前に、取得住宅に居住しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)により、申請者に通知しなければならない。

3 町長は、奨励金の全部又は一部を取り消した場合において、奨励金の当該取り消しに係る部分に関し、既に奨励金が

交付されているときは、奨励金返還通知書（様式第6号）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

（適用除外）

第9条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の適用を受けることができないものとする。

（1） 松田町暴力団排除条例（平成23年松田町条例第2号）に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属する者

（2） 町内で実施される公共工事に伴う移転補償により補てんを受けた取得住宅

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（松田町補助金等交付規則の適用）

2 この住宅取得促進奨励金の交付は、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松田町住宅取得促進奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行期日前に申請された取得住宅については適用せず、なお従前の例による。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正前の様式第3号、様式第5号及び様式第6号による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所用の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

取得住宅区分	交付対象者	奨励金
町内に住宅を新築する場合又は購入する場合	1 延べ床面積が50平方メートル以上の取得住宅に居住する者 2 取得住宅に10年以上居住すること	10万円